２　前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

３　前二項の規定は、公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又は第三号に該当するに至つたときについて準用する。

（開業登録に関する協会の手続）

第八条　［略］

２　協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

［３・４　略］

（変更登録に関する協会の手続）

第九条　協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

（登録の抹消に関する協会の手続）

第十条　協会は、第七条第一項の規定による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

２　協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。

（登録の抹消等に関する事項の登録）

第十一条　協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

一　法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消されたとき　第二条第九号に掲げる事項

二　法第二十九条に規定する懲戒処分を受けたとき　第二条第十号に掲げる事項

（金融庁長官への通知）

第十二条　協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第二号

会　計　士　補　登　録　名　簿

［略］	
（ふりがな） 氏名	年　月　日生

２　前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければならない。

［項を加える。］

（開業登録に関する協会の手続）

第八条　［同上］

２　協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

［３・４　同上］

（変更登録に関する協会の手続）

第九条　協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

（登録のまつ消に関する協会の手続）

第十条　協会は、公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

２　協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

（懲戒処分の登録）

第十一条　協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

（金融庁長官への通知）

第十二条　協会は、開業登録、変更登録又は登録のまつ消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第二号

会　計　士　補　登　録　名　簿

［同左］	
（ふりがな） 氏名	明治 大正　年　月　日生 昭和 平成